事務連絡

平成３０年１月１６日

地域包括支援センター　管理者様

豊田市介護保険課長　　梅村　茂

**事業対象者→要介護認定を受けた利用者の**

**基準緩和サービスの取扱いについて（通知）**

　日頃は高齢福祉行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

　見出しの件につきまして、下記のとおり取り扱います。御確認の上、ケアプラン作成をお願いします。

記

**１　新規申請中の基準緩和サービスと介護予防給付の併用について**

事業対象者が新規申請をして、審査会の結果、要介護１以上の認定を受けた場合、申請日に遡って要介護認定となります。この時、認定申請期間中の利用サービスによって、利用者に全額自己負担が発生することがあります。

（１）基準緩和サービス＋介護予防給付

要支援認定を見込んで申請月中に基準緩和サービス（基準緩和デイ等）と介護予防給付（福祉用具貸与等）を併用していた場合、要介護認定では利用できないサービスを利用しているため、以下のとおり請求することになります。

・介護予防給付　　　…　介護給付に読替えて国保連合会へ請求する

・基準緩和サービス　…　国保連へ請求できないため、**利用者の全額自己負担**



（２）現行相当サービス＋介護予防給付

認定期間中に基準緩和サービスを利用する場合、訪問介護や通所介護へ読替えが可能な現行相当サービス（介護予防通所サービス等）へ切替えすれば、どちらも要介護認定中に利用可能なサービスであるため、利用者の全額自己負担にはなりません。

なお、支援見込で介護のケアプランが作成されていなかった場合、１２月のケアプランは自己作成扱いとなります。

**２　要介護１以上の認定有効期間中に基準緩和サービスのみを使用した場合**

事業対象者が新規申請をしてからも基準緩和サービスのみを使用し続け、結果として要介護１以上の認定が出てしまった場合でも、介護給付の利用を開始するまでの間は基準緩和サービスの請求が認められる場合がありますので、介護保険課まで御相談下さい。



※**基準緩和サービスの請求が認められる期間は、原則認定月まで**とします。

**３　Ｑ＆Ａ**

　Ｑ：「居宅介護サービス計画作成依頼(変更)届出書」又は「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」（以下「計画作成の届出」という。）は、いつ提出すればよいか。

Ａ： 居宅介護支援事業所の計画作成の届出は、以下のとおり提出してください。

（１）新規申請後に現行相当サービスと介護（予防）給付を併用する場合

【サービス提供開始年月日：申請日以降】

・支援見込　…　審査会の結果がわかってから提出

・支援・介護の両建て　…　新規申請月に提出

（２）新規申請後も継続して基準緩和サービスのみを使用した場合

【サービス提供開始年月日：介護給付のサービス利用開始日以降】

・審査会の結果がわかってから、居宅が提出

包括支援センターは、チェックリスト実施時に計画作成の届出を提出しているため、新規申請時に改めて提出する必要はありません。

また、別添の参考資料「豊田市暫定（予防）ケアプランに係る事務要領」（平成２８年１２月２０日配布）の「４　Ｑ＆Ａ」に詳細が記載されているので、併せて御確認下さい。

以上

【問合せ先】

豊田市　福祉部　介護保険課

給付担当　計画施設担当　電話　0565-34-6634